

令和3年度福岡市包括外部監査の結果報告書（概要版）

福岡市包括外部監査人 塩塚 正康

令和3年度の包括外部監査を終了いたしましたので、その概要をご報告いたします。

1 選定したテーマと監査対象

| | |
|---------------------------------|---|
| 監査 テーマ | 指定管理者制度の運用に関する事務の執行について |
| 選 理 由 | <p>指定管理者制度とは、地方公共団体が指定する民間事業者を含む「法人その他の団体（指定管理者）」に、「公の施設」の管理を代行させることができる制度で、平成15年の地方自治法の改正により創設された制度である。</p> <p>指定管理者制度は、多様化する住民のニーズに効果的、効率的に対応するため民間事業者の能力を活用しつつ、経費の節減のみならず住民サービスの向上を目的とするものであり、地方公共団体にとっては必要不可欠な制度であると考えられる。</p> <p>一方で、指定管理者制度の運用に当たっては、指定管理者の選定、協定締結、指定管理料の積算等に係る合规性、透明性等が確保されることが必要であるとともに、指定管理者制度による効果等がモニタリングの実施により適切に点検及び評価され、かつ、今後の指定管理者制度に係る改善に反映されることが重要である。</p> <p>福岡市（以下「市」という。）においても指定管理者制度は、多くの部局で導入されており、各部局に共通する事務であるという特徴がある。また、市は、令和3年6月に策定した「行政運営プラン」において、「市民や企業などとの共働・連携」を推進項目の一つと定めており、指定管理者制度導入施設における市民サービス向上の推進等に取り組んでいる。</p> <p>指定管理者制度の運用に関する実務は、地方公共団体に十分浸透したといえるものの、導入から既に15年以上が経過しており、浸透したからこそ課題等を改めて把握し、改善策を講じていく時期に来ていると考えられる。</p> <p>これらを踏まえ、指定管理者制度の運用に関する事務の執行について、関係法令等に準拠して遂行されているか、経済性や効率性等の観点から適切に行なわれているか等を検討することは有意義であると考え、包括外部監査の特定の事件として選定した。</p> |
| 監査 対 象 部 署 | 指定管理者制度が導入されている全ての部署を監査対象とした。 |
| 監 査 対 象 の 選 定 | <p>令和3年度における指定管理者制度が導入されている施設に係る事業（以下「指定管理者事業」という。）の全て（124件）について、指定管理者制度調査表による調査を実施した。</p> <p>次に、指定管理者制度調査表による調査結果を踏まえ、重要性が高いと考えられる指定管理者事業を抽出（65件）し、詳細監査の対象とした。</p> |
| 監 査 対 象 期 間 | 原則として令和2年度とし、必要と認めた場合、令和3年度及び令和元年度以前の過年度についても監査対象とした。 |

2 監査実施者

| | |
|------------|------------------------|
| 包括外部監査人 | 公認会計士 塩塚 正康 |
| 包括外部監査人補助者 | 弁護士1名、公認会計士4名、アシスタント1名 |

3 報告書の構成

| | |
|-----------------------------|----------------|
| 第1 監査の概要（テーマ、対象、方法、実施者等） | 1 ページ～ 3 ページ |
| 第2 監査対象の概要 | |
| 1 指定管理者制度導入の背景 | 4 ページ～ 6 ページ |
| 2 指定管理者制度の概要 | 6 ページ～ 9 ページ |
| 3 市における指定管理者制度の概要 | 10 ページ～19 ページ |
| 4 監査対象事業 | 20 ページ～38 ページ |
| 第3 監査の視点及び実施した監査手続 | |
| 1 監査の視点 | 39 ページ～41 ページ |
| 2 実施した監査手続 | 41 ページ～42 ページ |
| 3 監査の実施状況 | 42 ページ |
| 第4 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見 | |
| 1 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見の概要 | 43 ページ～52 ページ |
| 2 監査の結果及び意見（総論） | 53 ページ～78 ページ |
| 3 監査の結果及び意見（各論） | 79 ページ～497 ページ |

4 監査の視点及び実施した監査手続

(1) 監査の視点

本監査は、「合規性」「有効性」「経済性及び効率性」並びに「説明責任及び透明性」の4つの監査の視点に基づき監査を実施した。

包括外部監査は、地方自治法に基づき実施されるものであるため「合規性」の視点を持ち、また、いわゆる3E（有効性(Effectiveness)、経済性(Economy)、効率性(Efficiency)）の視点を持って監査を行うべきことは論を待たないところである。

本監査では、これらに加えて「説明責任及び透明性」という監査の視点の保持を特に意識した。なぜなら、地方公共団体における行政運営においては、市民のために限られた財源を真に必要な事業等に投下する必要があり、そのためには意思決定の結果のみならず、意思決定の過程の明確性、当該過程に係る文書保存による検証可能性が重要と考えたためである。

この「合規性」「有効性」「経済性及び効率性」並びに「説明責任及び透明性」の視点に基づく監査を実施するためには、指定管理者制度の運用に関する事務の内容を理解するとともに、理解した内容に応じてどのようなリスクや課題が生じるかを意識して監査する必要がある。

このため、指定管理者制度の運用に関する事務について PDCA サイクルを想定して各業務プロセスに分解するとともに、分解した業務プロセスごとに、より具体的な監査の視点を設定し、これに基づき選定した監査対象に対して詳細監査を実施した。

業務プロセスごとに設定した監査の視点は、次のとおりである。

<業務プロセスごとの具体的な監査の視点>

| 業務プロセス | 具体的な監査の視点 |
|----------|--|
| Plan(計画) | 合規性 |
| ・事業実施及 | ・ Plan (計画) に関する各種業務は法令等に準拠して実施されているか。 |

| 業務プロセス | 具体的な監査の視点 |
|--|---|
| び実施方法の決定 ・ 指定管理者の選定 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施の必要性がないにもかかわらず、指定管理者事業を実施していないか。 ・ 募集要項、仕様書等の内容に誤り、不足、不整合等はないか。 ・ 指定管理料の上限額、各年度の指定管理料に関する積算は根拠があるか。積算は誤っていないか。 <p>有効性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施の必要性は検討されているか。 ・ 事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために効果的か。 ・ 利用料金制の導入は検討されているか。 ・ インセンティブ・ペナルティ制度の導入は検討されているか。 ・ 募集要項、協定書、仕様書等の内容は明確か。 ・ 選定委員会の組織、運営等は適切か。 ・ 事業計画書、収支計画書は適切に審査されているか。 ・ 指定管理者の財政状態等は適切に審査されているか。 <p>経済性及び効率性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 競争性は担保されているか。 ・ 指定管理料の上限額、各年度の指定管理料に関する積算は、経済性及び効率性が検討されているか。 <p>説明責任及び透明性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Plan（計画）に関する各種業務について結果だけでなく、根拠や検討プロセス等についても文書化されているか。 ・ 文書は適切に保管されているか。 ・ 非公募の理由は合理的か。 ・ 指定管理者の選定結果等は公表されているか。透明性は確保されているか。 ・ 指定管理者の選定過程、選定理由等は適切に文書化されているか。 |
| Do（実行） ・ 協定締結手続 ・ 再委託承諾手続 ・ 指定管理業務の執行管理 | <p>合規性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Do（実行）に関する各種業務は法令等に準拠して実施されているか。 ・ 協定書の様式や文言に誤り、不足、不整合等はないか。 ・ 個人情報の取扱いは適切か。 ・ 指定管理業務の人員に関する本人確認書類は不足していないか。 ・ 再委託の承諾ルールは明確か。ルールは遵守されているか。 ・ 自主事業の承諾ルールは明確か。ルールは遵守されているか。 ・ 契約額、支払額等に誤りはないか。 ・ 概算払、前払金の支払ルールは明確か。ルールは遵守されているか。 ・ 指定管理事業と自主事業の区分経理はされているか。 <p>有効性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務実施に当たり、目的は達成されているか。 ・ リスク負担や費用負担は明確か。 ・ 災害等発生時に適切な対応は実施されているか。 ・ 施設管理は適切に実施されているか。 ・ 修繕や物品の購入は適宜実施されているか。 ・ 物品の現況調査・実査を実施しているか。 ・ 自主事業の内容は明確か。課題はないか。 ・ 利用者サービスの充実・強化に対して市からの主体的な関与があるか。 <p>経済性及び効率性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務実施に当たり、経済性及び効率性は検討されているか。 |

| 業務プロセス | 具体的な監査の視点 |
|--|---|
| | <p>説明責任及び透明性</p> <ul style="list-style-type: none"> Do（実行）に関する各種業務について、結果だけでなく根拠や検討プロセス等についても文書化されているか。 文書は適切に保管されているか。 |
| <p>Check（評価）</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定管理業務のモニタリング 指定管理者事業の成果の把握及び評価 | <p>合規性</p> <ul style="list-style-type: none"> Check（評価）に関する各種業務は法令等に準拠して実施されているか。 モニタリングのルールは整備されているか。 モニタリングのルールに基づく手順がなされているか。 月次報告、年次報告は協定書や仕様書に基づいているか。 収支報告書に計上漏れ、計上誤り等がないか。 <p>有効性</p> <ul style="list-style-type: none"> 月次報告、年次報告の内容は適切か。 事業に関する目標指標や目標値は設定されているか。 成果の把握方法は事前に整理されているか。 事業に関する成果は把握され、評価されているか。 利用者アンケートを実施しているか、実施したとしても実施内容が事業を評価する材料として不十分となっていないか。 <p>経済性及び効率性</p> <ul style="list-style-type: none"> 収支報告書の審査は、経済性及び効率性の観点から問題ないか。 収支報告書は適切に審査されているか。必要に応じて実地調査等を行っているか。 <p>説明責任及び透明性</p> <ul style="list-style-type: none"> Check（評価）に関する各種業務について結果だけでなく、根拠や検討プロセス等についても文書化されているか。 文書は適切に保管されているか。 モニタリングの文書化は適切に実施されているか。 事業に関する成果は公表されているか。 |
| <p>Action（改善）</p> <ul style="list-style-type: none"> 次年度への改善、他部局への反映 情報公開 | <p>合規性</p> <ul style="list-style-type: none"> Action（改善）に関する各種業務は法令等に準拠して実施されているか。 過去の包括外部監査における結果は改善されているか。 <p>有効性</p> <ul style="list-style-type: none"> 過去の包括外部監査における意見は検討されているか。 利用者アンケート等が実施された場合、アンケート等の結果に基づく改善策は実施されているか。 評価結果は指定管理者にフィードバックされているか。 事業の実施結果が事業目標を下回った場合、対策は検討されているか。また、大きく下回った場合、事業廃止を検討すべきではないか。 <p>経済性及び効率性</p> <ul style="list-style-type: none"> 当初計画と実績に大きな乖離がある場合、次指定期間の募集要項、指定管理料等に活かされているか。 <p>説明責任及び透明性</p> <ul style="list-style-type: none"> Action（改善）に関する各種業務について、結果だけでなく根拠や検討プロセス等についても文書化されているか。 文書は適切に保管されているか。 情報公開は適切に実施されているか。 |

(2) 実施した監査手続

「(1) 監査の視点」を踏まえ、次の手順で監査手続を実施した。

ア 概要の把握

指定管理者制度の運用に関する条例、規程、近年の市の取組資料等を閲覧した。

また、指定管理者事業の全体像及び各事業の概況を把握するため、各所管部署に対して指定管理者制度の運用に係る調査を実施した。

次に、「指定管理者制度調査表」の回答を集計し、指定管理者事業の全体像及び各事業の概況を把握するとともに、概括的課題の理解を意図して分析を行った。

イ 詳細監査対象事業の選定

市が執行する指定管理者制度の運用に関する事務は多岐にわたっているため、「ア概要の把握」に記載した「指定管理者制度調査表」の結果を踏まえ、重要性が高いと考えられる指定管理者事業を抽出し、詳細監査対象事業として選定した。

ウ 詳細監査対象事業に係る各所管部署に対する調査

詳細監査対象とした指定管理者事業について、所管部署に対して関連する文書の査閲及びの担当者への質問を行い、関係法令等への準拠性を始め、「(1) 監査の視点」に記載した具体的な監査の視点について調査した。

5 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

(1) 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見の概要

本報告書における監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見（以下「監査の結果及び意見」という。）は、指定管理者事業全般に係るものと監査した個別の指定管理者事業に係るものがあることから、指定管理者事業全般に係るものは「監査の結果及び意見（総論）」、個別の指定管理者事業に係るものは「監査の結果及び意見（各論）」として記載している。また、監査の結果及び意見の区分は、次のとおり整理している。

<結果及び意見の区分>

| 区分 | 内容 |
|----|---|
| 結果 | 法令、条例、規則等に反していると判断される事項や社会通念上著しく適切性を欠き不当と判断される事項。 |
| 意見 | 結果には該当しないが、監査人が改善や検討が必要と認めて述べる事項。 |

ア 監査の結果及び意見の件数

本報告書に記載した監査の結果及び意見の件数は、次のとおりである。

<監査の結果及び意見の件数>

| 区分 | 結果 | 意見 |
|---------------|-----|------|
| 監査の結果及び意見（総論） | 一件 | 16件 |
| 監査の結果及び意見（各論） | 72件 | 164件 |
| 計 | 72件 | 180件 |

(2) 監査の結果及び意見の総括

本項目では、指定管理者制度の運用に関する事務について PDCA サイクルを想定して各業務プロセスに着目して監査を実施したことから、「監査の結果及び意見（総論）」及び「監査の結果及び意見（各論）」で記載した主な結果及び意見の内容を踏まえ、業務プロセスの内容に沿って、監査の結果及び意見の総括を述べる。

ア 指定管理者制度の運用全般で発見された事項

(ア) 定期的な調査の拡充及び調査結果の公表並びに更なる人材育成の強化について

本監査において、指定管理者制度の運用に係る多数の結果及び意見を記載したところであるが、これら結果及び意見に対する全般的な改善提案として、定期的な調査の拡充及び調査結果の公表並びに更なる人材育成の強化を挙げたい。その概要は、次のとおりである。

<定期的な調査の拡充及び調査結果の公表について（総論）>

| | | |
|-----------|--|-------|
| 結果及び意見の項目 | (意見) 指定管理者制度運用に係る定期的な調査の拡充及び調査結果の公表について | P. 53 |
| 結果及び意見の概要 | <ul style="list-style-type: none">本監査において、全ての施設所管部局に対して指定管理者制度運用に関する調査を実施し、当該調査結果を集計することをもって、公募及び非公募の課題、指定管理料の積算に係る課題、施設や備品管理に係る課題、モニタリングに係る課題等について全体像が浮かび上がるに至った。 <p>市においては、各施設の指定管理者制度の運用状況について情報を全庁的に把握しているが、当該調査内容を拡充し、各施設における課題の把握等に役立てることが望ましい。また、当該調査結果は、可能な限り、充実した情報を市ホームページにおいて公表することが望ましい。</p> | |

<更なる人材育成の強化について（総論）>

| | | |
|-----------|---|-------|
| 結果及び意見の項目 | (意見) 指定管理者制度運用に係る更なる人材育成の強化について | P. 53 |
| 結果及び意見の概要 | <ul style="list-style-type: none">本監査において、指定管理者の指定の手続に関するガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）や指定管理者制度導入施設におけるモニタリングマニュアル（以下、「モニタリングマニュアル」という。）に規定された事項が遵守されていない事例が複数発見された。 <p>指定管理者制度は、地方公共団体にその具体的な運用方法が委ねられているとともに、施設利用に関する市民サービスの重要性を踏まえ、市においては、更なる人材育成の強化について検討することが望ましい。</p> <p>具体的な実施事項としては、ガイドライン及びモニタリングマニュアルの更なる充実化、指定管理者制度の運用に関するQ&Aの作成、管理に関する効果的かつ効率的な運営事例の市全体での情報共有化、専門人材の育成等が考えられる。</p> | |

イ Plan（計画）の業務プロセスで発見された事項

（ア）事業実施及び実施方法の決定について

指定管理者制度の運用については、事業の計画時点において、指定管理者制度導入の必要性、指定管理者事業の具体的な実施方法が適切に検討されること等が重要である。

事業実施及び事業の実施方法に関連して報告書に記載した結果及び意見の概要は、次のとおりである。

<指定管理料の適切な積算及び決定について（総論）>

| | | |
|-----------|--|-------|
| 結果及び意見の項目 | (意見) 指定管理料の適切な積算及び決定について | P. 55 |
| 結果及び意見の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ガイドラインによれば、指定管理料の具体的な設定内容については特段の記載が無い。 また、指定管理業務は複数年に亘る基本協定が締結されるが、指定期間中の各年度の指定管理料は、市と指定管理者が協議により決定するとされるが、具体的な協議方法等については特段の規定がない。 本監査では、指定管理料上限額の積算や各年度の指定管理料の決定について複数の施設で課題が発見された。 <p>指定管理料は、指定管理者に対して支払われる指定管理業務に係る報酬であり、指定管理料上限額の積算や各年度の指定管理料の決定は経済性、透明性等に留意すべきことはもとより、経済性を重視するあまり市民へ提供されるサービス水準の低下を招かないよう金額の妥当性にも留意することが求められる。</p> <p>よって、指定管理料の積算に係る基本的な考え方を定め、ガイドラインに記載することが望ましい。</p> <p>また、指定期間中の各年度の指定管理料については、具体的な協議方法等をガイドラインに定め、決定手続の妥当性を担保することが望ましい。</p> | |

<インセンティブ・ペナルティ制度の導入について（総論）>

| | | |
|-----------|---|-------|
| 結果及び意見の項目 | (意見) インセンティブ・ペナルティ制度の積極的な導入の検討について | P. 56 |
| 結果及び意見の概要 | <ul style="list-style-type: none"> 本監査では、インセンティブ・ペナルティ制度の導入について、より一層の検討を行うことが望ましい事例が複数発見された。 <p>インセンティブ・ペナルティ制度は、市民へ提供されるサービスの維持・向上や指定管理者の意欲のさらなる向上に寄与するものであるため、市全体として、より一層の積極的な導入の検討が図られることが望ましい。</p> | |

<指定管理料上限額の適切な積算について（各論）>

| | | |
|-----------|--|--------|
| 結果及び意見の項目 | (結果) 指定管理料の設計金額積算における集計誤りについて | P. 80 |
| | (意見) 指定管理料の上限金額積算における自主事業収入控除の取りやめについて | P. 105 |
| | (結果) 指定管理料上限額の適切性の確保について | P. 234 |
| | (結果) 指定管理料上限額の適切性の確保について | P. 239 |
| | (結果) 指定管理料上限額の適切性の確保について | P. 268 |
| | (意見) 指定管理料上限額の適切性の確保について | P. 283 |
| | (意見) 指定管理料上限額の適切性の確保について | P. 310 |
| | (意見) 指定管理料上限額の適切性の確保について | P. 316 |
| | (意見) 指定管理料上限額の適切性の確保について | P. 323 |

| | | |
|---------------|---|--------|
| | (意見) 指定管理料上限額の適切性の確保について | P. 347 |
| | (結果) 指定管理料上限額の適切性の確保について | P. 474 |
| | (意見) 指定管理料上限額の適切性の確保について | P. 494 |
| 結果及び 意見の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理料の設計金額の積算に当たり、金額の集計を誤っていたため、あるべき設計金額よりも低く算定されていた事例 ・ 自主事業の収入及び費用は指定管理者に直接帰属させるべきものであるにもかかわらず、指定管理料の上限額の積算に当たって自主事業収入の見込額を控除していた事例 ・ 非公募であることを理由に指定管理料上限額を指定管理候補者が作成した収支予算書をベースに策定しているが、当該収支予算書の内容の妥当性の検討について過去の実績との比較を行うにとどまり、市の積算に基づく検証までは行われていない事例 ・ 指定管理料の上限額について指定管理候補者が作成した見積りをベースに策定しているが、当該見積内容の妥当性の検討について過去の実績との比較を行うにとどまり、市の積算に基づく検証までは行っていない事例 ・ 指定管理料の上限額の策定において、人件費を除く項目については過去の実績の平均等により策定されており、経済性や金額の妥当性の観点からの検討が十分ではないと考えられる事例 ・ 指定管理料の上限額の策定において、修繕費を除く項目については過去の実績により策定されており、経済性や金額の妥当性の観点からの検討が十分ではないと考えられる事例 ・ 指定管理料上限額の積算に係る詳細な根拠資料が保存されていなかった事例 ・ 指定管理料上限額の積算に係る一般管理費等の算定について国土交通省の積算基準の比率を参考にして積算していたが、積算に使用された比率の妥当性に疑問が残る事例 等が発見された。 <p>指定管理料の上限額は指定期間における指定管理料の大枠を決めるものであり、指定管理料の設定に関わる重要な項目である。</p> <p>よって、指定管理料の上限額の積算に当たっては、正確かつ適切な計算、施設の状況や経済環境等を踏まえて市独自の積算内容も交えながら十分に検討すること、積算の資料を保存すること等が必要と考える。</p> | |

<インセンティブ・ペナルティ制度の導入について（各論）>

| | | |
|---------------|---|--------|
| 結果及び 意見の項目 | (意見) インセンティブ・ペナルティ制度の導入検討について | P. 116 |
| | (意見) インセンティブ・ペナルティ制度の導入検討について | P. 128 |
| | (意見) インセンティブ・ペナルティ制度の導入検討について | P. 137 |
| | (意見) インセンティブ・ペナルティ制度の導入検討について | P. 150 |
| | (意見) インセンティブ・ペナルティ制度の導入検討について | P. 286 |
| | (意見) インセンティブ・ペナルティ制度の導入検討について | P. 447 |
| | (意見) インセンティブ・ペナルティ制度の導入検討について | P. 455 |
| | (意見) インセンティブ・ペナルティ制度の導入検討について | P. 464 |
| | (意見) インセンティブ・ペナルティ制度の導入検討について | P. 490 |
| | (意見) インセンティブ・ペナルティ制度の導入検討について | P. 495 |
| 結果及び 意見の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・ インセンティブ・ペナルティ制度の導入状況について、現状は導入しておらず、導入の検討を実施したことが分かる資料も残されていなかった事例等が発見された。 <p>インセンティブ・ペナルティ制度導入は、指定管理者の意欲の向上に繋がるメリットがあり、市の行政運営プランにも、インセンティブ制度の導入を推進していく旨が記載されている。</p> | |

| | |
|--|---|
| | よって、インセンティブ・ペナルティ制度のメリット、デメリット等を勘案しながら、導入の可否について検討を行うことが望ましい。 |
|--|---|

(イ) 指定管理者の選定手続について

指定管理者については、公の施設の設置目的を効果的に実現し、かつ効率的な管理運営を行うことができる事業者が適切に選定されることが重要である。

指定管理者の選定手続に関連して報告書に記載した結果及び意見の概要は、次のとおりである。

<選定委員会の運営について（総論）>

| | | |
|------------------|--|-------|
| 結果及び意見の項目 | (意見) 選定委員会の適切な運営について | P. 57 |
| 結果及び意見の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 本監査において、選定委員会の適切な運営に関して改善を要する事例が複数発見された。 <p>ガイドラインには選定委員会の運営に関する種々の規定が定められているが、施設所管部局によってはガイドラインに定められた規定の内容が周知又は徹底されていないと言わざるを得ない。</p> <p>よって、選定委員会の適正な運営に関して、ガイドラインに定められた内容の周知徹底を図るため、制度所管部局による研修の充実化、定期的な状況把握、アドバイスの十分な実施など、制度所管部局から施設所管部局への関与の強化を行うことが望ましい。</p> | |

<公募又は非公募について（総論）>

| | | |
|------------------|--|-------|
| 結果及び意見の項目 | (意見) 施設の特殊性等を踏まえた公募又は非公募の検討について | P. 58 |
| 結果及び意見の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 本監査において、公募が実施されているが応募者が1者のみの場合に、複数事業者からの応募がない具体的な原因の把握や分析は実施されていない事例が複数発見された。 ・ また、非公募により指定管理者が選定されている際に、非公募とする理由や公募の検討について課題がある施設が複数発見された。 <p>公募については、指定管理者の選定に際し競争性が確保されることが重要であるため、複数事業者から応募されるように実質的に競争性が確保されることが必要である。今回調査対象とした施設について、公募を行っている92施設のうち半数に当たる46施設において応募者が1者のみであった。</p> <p>よって、市においては、全庁的に、実質的に競争性が確保されるよう取組を強化することが望ましい。</p> <p>非公募については、制度所管部局は、施設所管部局からの協議が行われた際は、引き続き、非公募理由の妥当性等についてより慎重に検討することが望ましい。</p> | |

＜選定委員会の運営について（各論）＞

| | | |
|-----------------------|---|--------|
| 結果及び 意見の項目 | （意見）指定管理者選定時における事業計画書等の応募業者名の非表示について | P. 81 |
| | （意見）指定管理者選定時における事業計画書等の応募業者名の非表示について | P. 115 |
| | （意見）指定管理者選定時における事業計画書等の応募業者名の非表示について | P. 127 |
| | （意見）指定管理者選定時における事業計画書等の応募業者名の非表示について | P. 136 |
| | （意見）指定管理者選定時における事業計画書等の応募業者名の非表示について | P. 149 |
| | （意見）指定管理者選定時における事業計画書等の応募業者名の非表示について | P. 160 |
| | （結果）選定委員の適切な人選について | P. 191 |
| | （結果）選定委員会に関する議事録の保管の必要性について | P. 192 |
| | （意見）指定管理者選定に係る選定委員による評価の点数化について | P. 205 |
| | （結果）選定委員からの利害関係者非該当誓約書の入手の必要性について | P. 212 |
| | （結果）選定委員会の委員任期の明確化及び利害関係人非該当誓約書の入手について | P. 228 |
| | （結果）選定委員からの利害関係者非該当誓約書の入手の必要性について | P. 269 |
| | （意見）選定委員の人選の妥当性について | P. 272 |
| | （意見）候補者選定時の指定管理者のプレゼンテーションに係る適切な実施について | P. 349 |
| | （意見）指定管理者選定時における事業計画書等の応募業者名の非表示について | P. 446 |
| | （意見）指定管理者選定時における事業計画書等の応募業者名の非表示について | P. 454 |
| | （意見）指定管理者選定時における事業計画書等の応募業者名の非表示について | P. 463 |
| （意見）選定・評価委員の適切な人選について | P. 477 | |
| 結果及び 意見の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 選定委員会による応募業者の評価が行われているが、応募業者名等が選定委員に開示されており、応募業者名によっては一定の先入観を選定委員に与え、公平な選定を阻害することに繋がるおそれがある事例 ・ 指定管理候補者の役員が選定委員を推薦している状況が存在し、応募者と選定委員の利害関係において問題があると考えられる事例 ・ 選定委員会の議事録について要旨が記録された簡易なものしか保管されておらず、網羅的に記載された議事録は保管されていなかった事例 ・ 選定委員会における選定に係る評価基準が不明確であること等により、指定管理者の選定に当たって十分な検討が行われ、より透明性を確保した上で指定管理者の選定がなされているか疑念が生じかねない事例 ・ 選定委員から利害関係者非該当誓約書を入手しておらず、選定委員と応募者との間に利害関係がないかを確認することができなかった事例 ・ 指定管理者選定・評価委員会の設置要綱に定められた委員の任期と実際の運用で選定された委員の任期が異なっている事例 ・ 選定委員の人選について、指定管理候補者に対する選定の客観性の確保に疑義が生じる可能性がある事例 ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を考慮したため、選定委員会が持ち回りにより開催されているが、持ち回り開催に関する決定プロセスの文書化が不十分であるとともに、その際に候補者によるプレゼンテーションは実施されていない事例 | |

| | |
|--|---|
| | <p>等が発見された。</p> <p>選定委員会は、市が指定管理者の選定を公平かつ客観的に行うため、参考となる意見を収集することを目的に設置されている。</p> <p>よって、選定に当たって応募業者名の非表示化を検討すること、選定委員会の詳細な議事録を保管すること、応募者と選定委員とが公平性を害する利害関係が無いか確認するとともに利害関係者非該当誓約書を入手すること、選定に係る評価基準について点数化により明確にすること、委員の任期について明確化すること、選定の客観性を確保できる人選を行うこと、選定委員会開催方法の決定プロセスを明確化するとともに候補者のプレゼンテーションについて検討すること等が必要と考える。</p> |
|--|---|

<公募における競争性の確保について（各論）>

| | | |
|---------------|--|--------|
| 結果及び 意見の項目 | (意見) 応募者が1者の場合の競争性の確保について | P. 171 |
| | (意見) 応募者が1者の場合の競争性の確保について | P. 197 |
| | (意見) 応募者が1者の場合の競争性の確保について | P. 217 |
| | (意見) 応募者が1者の場合の競争性の確保について | P. 230 |
| | (意見) 応募者が1者の場合の競争性の確保について | P. 248 |
| | (意見) 応募者が1者の場合の競争性の確保について | P. 253 |
| | (意見) 応募者が1者の場合の競争性の確保について | P. 260 |
| | (意見) 応募者が1者の場合の競争性の確保について | P. 288 |
| | (意見) 応募者が1者の場合の競争性の確保について | P. 296 |
| | (意見) 応募者が1者の場合の競争性の確保について | P. 314 |
| | (意見) 応募者が1者の場合の競争性の確保について | P. 342 |
| 結果及び 意見の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・説明会には複数者の参加があったが、結果的に応募者が1者のみとなっている事例 ・参加申込書が提出されたが現地説明会に不参加であった業者に対し、説明会に不参加であった理由を調査していない事例 ・複数事業者からの応募がない具体的な原因の把握や分析は実施していない事例 <p>等が発見された。</p> <p>指定管理者の選定を公募としている以上、複数事業者からの応募がないことは問題がある。</p> <p>よって、指定管理者の募集に関して、競争性の確保に問題がないかについて分析を実施し、競争性を確保するための具体的な対応策を検討することが望ましい。</p> | |

<非公募による選定について（各論）>

| | | |
|---------------|---|--------|
| 結果及び 意見の項目 | (意見) 非公募による外郭団体の選定の見直しについて | P. 103 |
| | (意見) 非公募とする理由の充実化について | P. 474 |
| 結果及び 意見の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者の選定に関し、継続して非公募により市の外郭団体が選定されているが、非公募とする理由に課題がある事例 ・ 継続して非公募により指定管理者が選定されているが、非公募とする判断の根拠が不足していると考えられる事例等が発見された。 <p>指定管理者の選定は、事業者による競争性等を担保するため基本的には公募で実施され、非公募による選定は例外である。このため、非公募による選定は一定の場合に限定されている。</p> <p>よって、公募で実施するため民間事業者の参入余地の拡大を図ること、非公募で行う場合には非公募理由を充実化することが望ましい。</p> | |

<指定管理者の選定に係る手続について（各論）>

| | | |
|---------------|---|--------|
| 結果及び 意見の項目 | (結果) 指定管理候補者から提出された資料の適切性について | P. 269 |
| | (意見) 法人格のない団体に関する情報の把握について | P. 476 |
| 結果及び 意見の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理候補者の提出書類の中に過去に市が使用していた資料が含まれていたため、市と指定管理者が別の団体であることに鑑みれば、選定における客観性を害していると考えられる事例 ・ 指定管理者が法人格のない団体である場合には、団体として実態があることを確認することが重要であるが、その確認は口頭確認によっている事例等が発見された。 <p>指定管理者の選定に係る手続は、適切に実施する必要がある。</p> <p>よって、指定管理者の候補者に対し、選定に際して候補者が自ら作成した資料を提出するように要求すること、団体の実態把握のため、関連書類の閲覧及び質問を継続的に行うことにより情報を把握することが必要と考える。</p> | |

<事業計画、収支計画について（各論）>

| | | |
|---------------|---|--------|
| 結果及び 意見の項目 | (結果) 収支予算書の正確性の検証について | P. 333 |
| 結果及び 意見の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 当初提出された収支予算書に記載された金額と事業終了後に提出された事業報告書に記載された収支予算の金額とを比較すると、複数科目で金額が入れ替わっている事例等が発見された。 <p>収支予算については指定管理料決定の重要な根拠となるものであり、その正確性や信頼性については十分担保される必要がある。</p> <p>よって、収支予算の誤りは指定管理者へ訂正を求めることが必要である。</p> | |

ウ Do (実行) の業務プロセスで発見された事項

(ア) 協定締結手続について

指定管理者との協定の締結については、指定管理者が遵守すべき事項、指定管理料、その他必要の事項を明確に定めること、適切な締結手続を実施すること等が重要である。協定締結手続に関連して報告書に記載した結果及び意見の概要は、次のとおりである。

<年度の指定管理料の積算について（各論）>

| | | |
|-------------------------------|--|--------|
| 結果及び 意見の項目 | (結果) 指定管理料の積算の適切性について | P. 174 |
| | (結果) 指定管理料の積算の適切性について | P. 180 |
| | (結果) 精算後の指定管理料が当初設定した指定管理料上限額を超過した場合の決裁について | P. 202 |
| | (結果) 指定管理料が当初設定した指定管理料上限額を超過した場合の決裁について | P. 257 |
| | (結果) 指定管理料の適切な積算の必要性について | P. 268 |
| | (結果) 指定管理料の積算における自主事業の取扱いについて | P. 293 |
| | (意見) 新型コロナウイルス感染症の影響による指定管理料の補填について | P. 324 |
| | (結果) 指定管理料の追加支出に関する一般管理費の妥当性について | P. 345 |
| | (結果) 指定管理料の適切な積算の必要性について | P. 354 |
| | (結果) 指定管理料を増額する場合の増額金額の根拠資料の入手について | P. 393 |
| | (結果) 指定管理料を増額する場合の増額金額の根拠資料の入手について | P. 395 |
| | (意見) 指定管理料の積算根拠に関する適切性の確保について | P. 424 |
| (意見) 指定管理料の積算根拠に関する適切性の確保について | P. 438 | |
| 結果及び 意見の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者が積算した見積額に対し、実際の指定管理料が減額されているにもかかわらず、当該決定のプロセスが不明確である事例 ・ 実際に支払った指定管理料が、事前に設定された指定管理料上限額を超過しているにもかかわらず、超過が生じた旨及びその理由について決裁文書が残されていない事例 ・ 自主事業の収支は、指定管理料の積算とは区分すべきであるにもかかわらず、自主事業の収支を含めて指定管理料を決定している事例 ・ 新型コロナウイルス感染症の影響によって生じた指定管理者の損失への補填の範囲や対象経費について、経済性や公平性の観点から課題が見られる事例 ・ 当初の指定管理料に含まれる一般管理費の算定方法と、追加で支払われた指定管理料に含まれる一般管理費の算定方法が一部異なるにもかかわらず、その根拠が明確ではない事例 ・ 指定管理料の積算根拠資料が残されておらず、指定管理料の決定プロセスが不明確である事例 ・ 年度の途中で増額された指定管理料について、当該増額された金額の根拠が、指定管理者からの見積書のみに基づいており、相見積等を実施した証跡が残されていない事例 ・ 指定管理料の積算過程で用いられている金額や割合について、当該金額や割合が採用された理由が不明確である事例 等が発見された。 <p>指定管理料の積算は、事業に大きな影響を与えるため、慎重に実施される必要がある。 よって、積算方法を明確にした上で、算定根拠を文書で保存し、指定管理料決定プロセスの透明化を図ることが必要と考える。</p> | |

<基本協定書及び実施協定書について（各論）>

| | | |
|---------------|---|--------|
| 結果及び 意見の項目 | (結果) 実施協定書における引用条文の適切な記載について | P. 85 |
| | (結果) 事前協議を不要とする修繕の金額基準及び事後報告の明示について | P. 187 |
| | (意見) 指定管理業務外の業務に関する取扱いの明確化について | P. 358 |
| 結果及び 意見の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施協定書にて引用している条文番号が誤っている事例 ・ 基本協定書上、指定管理者が軽微な修繕を行う場合、市との事前協議を要しないとされているが、軽微な修繕の金額基準や事後報告に関する事項の記載がない事例 ・ 外郭団体が、指定管理業務外の業務を行うことがあり、当該業務は自主事業にも含まれておらず、当該業務の取扱いが不明確である事例等が発見された。 <p>指定管理者は基本協定書及び実施協定書に基づいて事業を遂行するため、その内容には、慎重を期す必要がある。 よって、基本協定書及び実施協定書の内容は明瞭かつ誤りがないよう、留意することが必要と考える。</p> | |

(イ) 再委託承諾手続について

指定管理者が業務の一部を他の業者へ再委託する場合があるが、再委託には、事故が発生するリスクの増大等が懸念されることから、安易に再委託が行われないこと、再委託を行う場合は適切な再委託承諾手続が実施されること等が重要である。

再委託承諾手続に関連して報告書に記載した結果及び意見の概要は、次のとおりである。

<再委託の承認手続について（総論）>

| | | |
|---------------|--|-------|
| 結果及び 意見の項目 | (意見) 再委託の承諾に係る十分な情報の入手について | P. 61 |
| 結果及び 意見の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 本監査において、指定管理者が市に提出する再委託承諾に関する書面（以下「再委託承諾申請書」という。）の記載内容が十分でない等、再委託の手続に関して改善を要する事例が複数発見された。 <p>よって、指定管理業務における再委託の承諾手続において、再委託業務の内容、再委託の相手先、再委託を必要とする理由、再委託の予定金額等、十分な情報を入手し、再委託の妥当性を検討することについて、制度所管部局は、施設所管部局に周知徹底を図られたい。 また、制度所管部局においては、「再委託承諾申請書」の様式など、より明確なルールを定めた上で再委託手続の適切性を確保することが望ましい。</p> | |

<再委託の承認手続について（各論）>

| | | |
|---------------|----------------------------|--------|
| 結果及び 意見の項目 | (意見) 再委託の承諾に係る十分な情報の入手について | P. 88 |
| | (意見) 再委託の承諾に係る十分な情報の入手について | P. 93 |
| | (意見) 再委託の承諾に係る十分な情報の入手について | P. 98 |
| | (意見) 再委託の承諾に係る十分な情報の入手について | P. 107 |
| | (意見) 再委託の承諾に係る十分な情報の入手について | P. 119 |
| | (意見) 再委託の承諾に係る十分な情報の入手について | P. 131 |
| | (意見) 再委託の承諾に係る十分な情報の入手について | P. 140 |

| | | |
|-----------------------|---|--------|
| | (意見) 再委託の承諾に係る十分な情報の入手について | P. 153 |
| | (意見) 再委託の承諾に係る十分な情報の入手について | P. 157 |
| | (意見) 再委託の承諾に係る十分な情報の入手について | P. 163 |
| | (意見) 再委託の承諾に係る十分な情報の入手について | P. 169 |
| | (意見) 再委託の承諾に係る十分な情報の入手について | P. 174 |
| | (意見) 再委託の承諾に係る十分な情報の入手について | P. 181 |
| | (結果) 再委託の承諾に係る十分な情報の入手について | P. 193 |
| | (意見) 再委託の承諾に係る十分な情報の入手について | P. 209 |
| | (意見) 再委託の承諾に係る十分な情報の入手について | P. 218 |
| | (意見) 再委託の承諾に係る十分な情報の入手について | P. 231 |
| | (意見) 再委託の承諾に係る十分な情報の入手について | P. 235 |
| | (意見) 再委託の承諾に係る十分な情報の入手について | P. 244 |
| | (意見) 再委託の承諾に係る十分な情報の入手について | P. 249 |
| | (意見) 再委託の承諾に係る十分な情報の入手について | P. 254 |
| | (意見) 再委託の承諾に係る十分な情報の入手について | P. 261 |
| | (意見) 再委託の承諾に係る十分な情報の入手について | P. 270 |
| | (意見) 再委託の承諾に係る十分な情報の入手について | P. 278 |
| | (結果) 再委託先の一般競争入札参加資格の確認について | P. 282 |
| | (意見) 再委託の承諾に係る十分な情報の入手について | P. 295 |
| | (結果) 再委託先の一般競争入札参加資格の確認について | P. 300 |
| | (結果) 再委託の承諾に係る十分な情報の入手について | P. 306 |
| | (結果) 再委託の承諾に係る十分な情報の入手について | P. 312 |
| | (結果) 再委託の承諾に係る十分な情報の入手について | P. 318 |
| | (意見) 再々委託の必要性の検討について | P. 321 |
| | (意見) 再委託の承諾に係る十分な情報の入手について | P. 341 |
| | (意見) 再委託の承諾に係る十分な情報の入手について | P. 356 |
| | (結果) 再委託に係る事前承認について | P. 364 |
| | (意見) 再委託の承諾に係る十分な情報の入手について | P. 372 |
| | (意見) 再委託の承諾に係る十分な情報の入手について | P. 388 |
| | (意見) 再委託の承諾に係る十分な情報の入手について | P. 396 |
| | (意見) 再委託の承諾に係る十分な情報の入手について | P. 409 |
| | (意見) 再委託の承諾に係る十分な情報の入手について | P. 412 |
| | (意見) 再委託の承諾に係る十分な情報の入手について | P. 416 |
| | (意見) 再委託の承諾に係る十分な情報の入手について | P. 425 |
| | (意見) 再委託の承諾に係る十分な情報の入手について | P. 458 |
| | (結果) 再委託の承諾に係る十分な情報の入手について | P. 462 |
| | (意見) 再委託の承諾に係る十分な情報の入手について | P. 485 |
| 結果及び 意見の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 市が再委託を承諾するに当たって、指定管理者から入手した情報が不十分であると考えられる事例 ・ 再委託先が一般競争入札参加資格の停止及び排除の措置がなされていないことについて確認を行っていない事例 ・ 基本協定書上、再委託を承諾するに当たって必要とされている情報が入手されていない事例 ・ 業務の一部が再々委託されている必要性や理由について、市が把握していない事例 ・ 再委託の承諾が、事後承諾となっている事例 等が発見された。 <p>市は、指定管理業務に係る再委託の承諾について、業務内容や個々の施設の状況等に応じて承諾すべきかを慎重に判断するよう、注意喚起している。よって市においては、再委託の妥当性の判断に当たっては、再委託に関する十分な情報を入手するとともに、適時かつ適切に承諾を行うことが必要であるとする。</p> | |

(ウ) 指定管理業務の執行管理について

協定書等に基づく指定管理業務が適切に実施されることが必要であるが、公の施設の管理に関する業務であることから、特に、施設の維持補修等の管理、物品の現物管理、自主事業の実施等に留意が重要である。

指定管理業務の執行管理に関連して報告書に記載した結果及び意見の概要は、次のとおりである。

<自主事業の実施について（総論）>

| | | |
|-----------|--|-------|
| 結果及び意見の項目 | (意見) 自主事業の事業内容の明確化及び適切な報告について | P. 63 |
| 結果及び意見の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 本監査において、管理運営業務と自主事業の区分が不明確であったり、自主事業に係る収支報告書が未入手であったりするなど、自主事業の実施に関して改善を要する事例が複数発見された。 <p>ガイドラインには自主事業の実施に関する種々の規定が定められているが、改善を要する事例が複数発見された状況に鑑みると、施設所管部局によってはガイドラインに定められた規定の内容が周知又は徹底されていないと言わざるを得ない。</p> <p>よって、自主事業の適正な実施に関して、ガイドラインに定められた内容の周知徹底を図るため、制度所管部局による研修の充実化、定期的な状況把握、アドバイスの十分な実施など、制度所管部局から施設所管部局への関与の強化を行うことが望ましい。</p> | |

<備品の管理について（総論）>

| | | |
|-----------|--|-------|
| 結果及び意見の項目 | (意見) 備品の管理の充実化について | P. 65 |
| 結果及び意見の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 本監査において、指定管理者が実施した備品台帳と現物との照合作業の実施結果について市が状況把握を行っていない等、備品の管理に関して改善を要する事例が複数発見された。 ・ ガイドライン等において、指定管理者が実施する備品管理に対する市による状況把握の具体的な方法について、明文化されたルールは整備されていない。 <p>よって、費用対効果を踏まえながら、例えば「1年に1回」といった定期的なタイミングで、備品台帳と現物との照合作業の結果について状況把握を行うといった具体的なルールをガイドライン等に明文化した上で、当該ルールを含めたガイドラインに定められた内容の周知徹底を図るため、制度所管部局による研修の充実化、定期的な状況把握、アドバイスの十分な実施など、制度所管部局から施設所管部局への関与の強化を行うことが望ましい。</p> | |

<施設の管理について（総論）>

| | | |
|---------------|--|-------|
| 結果及び 意見の項目 | (意見) 修繕費の適切な取扱いを含めた施設管理の充実化について | P. 67 |
| 結果及び 意見の概要 | <p>・ 本監査において、修繕費の取扱いを含めた施設の管理に関して改善を要する事例が複数発見された。</p> <p>ガイドラインには修繕費の取扱いを含めた施設の管理に関する種々の規定が定められているが、改善を要する事例が複数発見された状況に鑑みると、施設所管部局によってはガイドラインに定められた規定の内容が周知又は徹底されていないと言わざるを得ない。</p> <p>よって、修繕費の取扱いを含めた施設の適切な管理に関して、ガイドラインに定められた内容の周知徹底を図るため、制度所管部局による研修の充実化、定期的な状況把握、アドバイスの十分な実施など、制度所管部局から施設所管部局への関与の強化を行うことが望ましい。</p> | |

<施設の維持管理について（各論）>

| | | |
|-----------------------------|--|--------------------------------------|
| 結果及び 意見の項目 | (意見) 事前協議を不要とする修繕の金額基準の明示について | P. 168 |
| | (意見) 修繕費等の精算制度に係る概算額超過額の検討について | P. 176 |
| | (意見) 修繕費等の精算制度に係る概算額超過額の検討について | P. 183 |
| | (結果) 修繕費等の精算制度に係る概算額超過額の検討について | P. 239 |
| | (結果) 修繕費等の精算に係る費目間流用の可否の明確化について | P. 247 |
| | (結果) 修繕費等の精算に係る費目間流用の可否の明確化について | P. 252 |
| | (結果) 修繕費等の精算に係る費目間流用の可否の明確化について | P. 257 |
| | (結果) 修繕費等の精算に係る費目間流用の可否の明確化について | P. 265 |
| | (結果) 修繕費に係る指定管理料算定方法の見直しについて | P. 277 |
| | (意見) 修繕費等の精算制度に係る概算額超過額の検討について | P. 330 |
| | (結果) 修繕費及び備品購入費の適切な積算について | P. 334 |
| | (結果) 修繕費及び備品購入費に係る指定管理料と収支予算の差異について | P. 334 |
| | (意見) 修繕費等の精算制度に係る概算額超過額の検討について | P. 338 |
| | (意見) 修繕費等の精算制度に係る概算額超過額の検討について | P. 340 |
| | (意見) 流用可能な費目に係る十分な検討について | P. 469 |
| | 結果及び 意見の概要 | (意見) 修繕費及び備品購入費の精算制度に係る概算額超過額の検討について |
| (意見) 修繕費及び備品購入費の積算額の見直しについて | | P. 487 |
| | <p>・ 基本協定書上、指定管理者が軽微な修繕を行う場合、市との事前協議を要せず、事後報告で足りるとされているが、軽微な修繕の金額基準が記載されていない事例</p> <p>・ 指定管理料のうち、修繕費分として設定された金額に対し、実際の修繕費が大きく上回っているにもかかわらず、特段の検討がなされておらず、指定管理者の持ち出しにより施設の修繕等が実施されている事例</p> <p>・ 実施協定上、「施設の維持及び修繕費」及び「備品購入及び修理費」の精算を行うに当たり、両費目の間で流用を行うことができるかどうかについての定めがないにもかかわらず、実際には両費目の間で流用を行った事例</p> <p>・ 修繕費及び備品購入費に係る指定管理料の算定根拠が不明確である事例</p> <p>・ 実施協定上、流用可能としている費目の一部について、流用可能とする合理性が低いと思われる事例</p> | |

| | |
|--|--|
| | <p>等が発見された。</p> <p>修繕費は、施設の維持管理のために不可欠な支出であり、市は、指定管理者がコスト削減を意図して、必要な修繕を控えることがないように留意する必要がある。</p> <p>よって、修繕費に係る指定管理料の金額が実態に即したものとなるよう、算定根拠を明確にし、流用等の運用ルールの設定にも十分な検討が必要であるとする。</p> |
|--|--|

<物品等管理について（各論）>

| | | |
|---------------|-------------------------|--|
| 結果及び 意見の項目 | (意見) 備品の定期的な実地調査の実施について | P. 108 |
| | (意見) 備品の定期的な実地調査の実施について | P. 121 |
| | (意見) 備品の定期的な実地調査の実施について | P. 133 |
| | (意見) 備品の定期的な実地調査の実施について | P. 141 |
| | (意見) 備品の定期的な実地調査の実施について | P. 155 |
| | (意見) 備品の定期的な実地調査の実施について | P. 159 |
| | (意見) 備品の定期的な実地調査の実施について | P. 178 |
| | (意見) 備品の定期的な実地調査の実施について | P. 185 |
| | (意見) 備品の定期的な実地調査の実施について | P. 188 |
| | (意見) 備品の定期的な実地調査の実施について | P. 450 |
| | (意見) 備品の定期的な実地調査の実施について | P. 482 |
| | 結果及び 意見の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 市所有の備品について備品台帳と現物との照合作業が定期的実施されていない事例 ・ 市所有の備品について指定管理者が実施した照合作業の実施結果について市が状況把握を行っていない事例 <p>等が発見された。</p> <p>備品台帳と現物との照合作業が定期的実施されていないことは、備品の処分処理漏れが生じる可能性があるほか、備品の盗難、横領等の発覚が遅れるおそれもある。</p> <p>よって、例えば「1年に1回」や「公募実施のタイミングごと」といった定期的なタイミングで備品台帳と現物との照合作業を実施すること、備品台帳と現物との照合作業の結果について状況把握を行うことが望ましい。</p> |

<自主事業について（各論）>

| | | |
|---------------|---|--------|
| 結果及び 意見の項目 | (結果) 自主事業の事業内容の明確化及び自主事業に関する収支計画及び収支計算の入手について | P. 196 |
| | (結果) 自主事業に関する収支計画及び収支決算の明確化について | P. 291 |
| | (意見) 貸ロッカー事業に係る設置場所等の明確化について | P. 381 |
| | (意見) 指定管理業務と自主事業の振り分けの見直しの必要性について | P. 385 |
| 結果及び 意見の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 個々の自主事業ごとに収支計画書及び収支計算書が入手されていないため収支状況が把握されていない事例 ・ 収支予算書及び収支決算書において管理運営業務と自主事業とが区分されていない事例 ・ 自主事業として指定管理者が設置した設備と市の設備との異同が記録からは不明であった事例 ・ 計画段階から自主事業の収支が赤字であり、自主事業が指定管理者の経済的負担（持ち出し）によって実現されているような状況である事例等が発見された。 <p>自主事業は、指定管理者の責任において自主的に企画、実施される事業であるため、管理運営業務との明確な区分等が重要である。</p> <p>よって、個々の自主事業ごとに収支計画書及び収支計算書を入手して個々の自主事業の収支の状況について把握すること、管理運営業務と自主事業とが区分された収支予算書及び収支決算書を入手すること、指定管理者が設置した設備については設置場所等を実施計画書等に明示するよう指定管理者に指導すること、自主事業について管理運営業務として実施することを検討することが必要と考える。</p> | |

<指定管理事業の実施について（各論）>

| | | |
|---------------|--|--------|
| 結果及び 意見の項目 | (意見) 施設の運営及び管理に関する具体的な人員配置体制情報の入手について | P. 479 |
| | (意見) 団体構成員に係る名簿の保存について | P. 481 |
| 結果及び 意見の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の運営及び管理の状況把握のために必要と考えられる具体的な人員配置体制が分かる資料等が入手されていない事例 ・ 指定管理者が法人格のない団体について、団体構成員の一部に変更があった際、変更後の名簿は入手したが文書として保存することを失念していた事例等が発見された。 <p>よって、指定管理者からより具体的かつ詳細な人員配置体制に関する情報を入手して施設の運営に役立てること、団体構成員の名簿については情報を把握した時点で適切に文書として保存しておくことが望ましい。</p> | |

エ Check（評価）の業務プロセスで発見された事項

（ア）指定管理業務のモニタリングについて

指定管理業務のモニタリングのルールが整備され運用されること、指定管理業務が協定書等に基づき適切に実施されること、各種報告書は適切に作成され報告されていること、利用者アンケートが適切に実施されていること等が重要である。

指定管理業務のモニタリングに関連して報告書に記載した結果及び意見の概要は、次のとおりである。

<モニタリングに関するルールについて（総論）>

| | | |
|-----------|---|-------|
| 結果及び意見の項目 | （意見）モニタリングに関するルールの周知徹底及び現地調査の運用の充実化について | P. 69 |
| 結果及び意見の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・モニタリングに関する詳細なルールについて、市はモニタリングマニュアルを整備しているが、本監査において、モニタリングの実施に関して改善を要する事例が複数発見された。 <p>ガイドライン及びモニタリングマニュアルにはモニタリングの実施に関する種々の規定が定められているが、施設所管部局によってはモニタリングマニュアルに定められた規定の内容が周知又は徹底されていないと言わざるを得ない。</p> <p>よって、モニタリングの適切な実施に関して、ガイドライン及びモニタリングマニュアルに定められた内容の周知徹底を図るため、制度所管部局による研修の充実化、定期的な状況把握、アドバイスの十分な実施など、制度所管部局から施設所管部局への関与の強化を行うことが望ましい。</p> | |

<事業報告書及び収支決算書の確認について（総論）>

| | | |
|-----------|--|-------|
| 結果及び意見の項目 | （意見）事業報告書及び収支決算書の内容確認の強化について | P. 71 |
| 結果及び意見の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・本監査において、指定管理者が提出した事業報告書及び収支決算書の内容について、市が適切に内容確認を行っていないなど、事業報告書及び収支決算書の内容確認に関して改善を要する事例が複数発見された。 ・指定管理者が提出した事業報告書及び収支決算書に関する具体的な内容確認の方法について、ガイドライン等において明文化されたルールは整備されていない。 <p>よって、事業報告書及び収支決算書について、確認すべき事項をチェックリストにする等といった具体的なルールをガイドライン等に明文化した上で、当該ルールを含めたガイドラインに定められた内容の周知徹底を図るため、制度所管部局による研修の充実化、定期的な状況把握、アドバイスの十分な実施など、制度所管部局から施設所管部局への関与の強化を行うことが望ましい。</p> | |

<利用者アンケートの実施について（総論）>

| | | |
|-----------|---|-------|
| 結果及び意見の項目 | (意見) アンケートの確実な実施及び戦略的な活用について | P. 73 |
| 結果及び意見の概要 | <p>・利用者アンケートについて、実施されていない事例やアンケートの実施方法が不十分である等の事例が複数発見された。</p> <p>アンケートを取る主旨は、指定管理者によって提供されるサービスの水準が市の要求水準を満たしているかどうかやサービス水準の向上を目的にしたものであると考えられる。</p> <p>よって、施設所管部局は、利用者アンケートについては確実、かつ、十分に実施することが望ましい。また、制度所管部局は、各施設において利用者アンケートが確実に実施されていることを市全体として把握することが望ましい。</p> <p>なお、アンケート調査は、利用者等の声を聴く重要な手続であるとともに、施設の運営に役立てることもできる。このため、戦略的な活用を検討するとともに、モニタリングマニュアルに記載することを検討されたい。</p> | |

<収支予算書及び決算書について（各論）>

| | | |
|--------------------------|--|--------|
| 結果及び意見の項目 | (意見) 自主事業の収支状況に係る年次報告の実施について | P. 82 |
| | (結果) 「自動車借上料」の積算に用いる単価の根拠について | P. 200 |
| | (結果) 「事務室・薬局窓口リフォーム工事」の見積額の検証について | P. 201 |
| | (結果) 収支予算書と収支決算書の比較の必要性について | P. 213 |
| | (結果) 収支決算書の内容の確認の必要性について | P. 215 |
| | (結果) 生産事業に係る収支状況の把握及び収支決算書への反映について | P. 229 |
| | (結果) 収支決算書の内容の確認の必要性について | P. 234 |
| | (結果) 収支決算書の内容の確認の必要性について | P. 242 |
| | (結果) 収支決算書の内容の確認の必要性について | P. 259 |
| | (結果) 収支予算と決算の差額検証と翌年度の指定管理料積算への反映について | P. 328 |
| | (結果) 指定管理者から提出される収支決算の正確性の確認について | P. 335 |
| | (意見) 収支予算書及び決算書における一般管理費の内容確認について | P. 348 |
| | (結果) 収支報告書の入手について | P. 354 |
| (意見) 予算と実績の差額に係る原因分析について | P. 494 | |
| 結果及び意見の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・基本協定書に定める、収支報告書が提出されていない事例 ・収支決算に含まれる、自動車借上料の単価の根拠資料が残されていない事例 ・事業計画書に記載された工事について、指定管理者から見積書を入手しているが、当該見積書の内容の妥当性について、詳細な検討を行った資料が残されていない事例 ・収支予算と収支決算との間に大幅な差異が生じているにもかかわらず、差異の内容や発生原因等が把握、分析されていない事例 ・収支決算書に関して、詳細な内容把握がされていない事例 ・収支決算書に、指定管理業務に係る収入及び支出が網羅的に計上されていない事例 ・支出の決算額が予算額を大幅に下回っているにもかかわらず、発生原因等が把握、分析されておらず、次年度の指定管理料の積算にも反映されていない事例 | |

| | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者から提出された修繕費及び備品購入費の精算報告書の数値と、収支決算書上の修繕費及び備品購入費の数値との間で、不整合が生じていたにもかかわらず、発生原因等が把握、分析されていない事例 ・ 収支予算書及び決算書に計上されている一般管理費の具体的内容について把握されていない事例 等が発見された。 <p>収支予算書及び収支決算書は、収支の見込及びその結果を表すとともに、翌年度以降の指定管理料積算における重要な参考資料にもなるものである。</p> <p>よって、市は、収支予算書及び収支決算書について、指定管理者から単に入手するにとどまらず、内容を精査するとともに、収支予算額と収支決算額の比較を行い、差額があれば指定管理者に問い合わせる等して差異の内容、発生原因等を把握し、分析を行うことが必要と考える。</p> |
|--|---|

<利用者アンケートについて（各論）>

| | | |
|------------------|---|--------|
| 結果及び意見の項目 | (意見) アンケートの実施と結果の報告について | P. 309 |
| | (意見) アンケート結果の報告と評価への反映について | P. 313 |
| | (意見) アンケート結果の報告と評価への反映について | P. 321 |
| | (意見) 利用者アンケートの実施方法の工夫について | P. 359 |
| | (意見) 利用者アンケートの適切な実施について | P. 430 |
| | (結果) 利用者アンケート実施の必要性について | P. 440 |
| 結果及び意見の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症の影響等により利用者アンケートが未実施であった。この点、やむを得ない側面もあるが、一時休館期間等を除き原則として開館しており継続して利用者から利用されていた事例 ・ 指定管理者が実施した利用者アンケートの内容や結果について報告を受けていない事例 ・ 利用者アンケートが実施されているが、何らかの用事で指定管理者の事務所に来庁した者のみを対象に実施されており、アンケート回答数が十分とは言えない事例 ・ 利用者アンケートが実施されているが、施設の利用者数は増加傾向であるのに対して利用者アンケートの回答数が著しく少なく、モニタリングにおいて事業を適切に評価するに足りる情報、材料が不十分と考えられる事例 ・ アンケートを実施することについて困難な事情があるとまでは言えないにもかかわらず利用者アンケートが実施されておらず、適正なモニタリングという観点からは不十分である事例 等が発見された。 <p>利用者等の意見及び要望を定期的に把握するためには、適切な利用者アンケートの実施が重要である。</p> <p>よって、新型コロナウイルス感染症の影響に留意しつつも今後はアンケートを実施すること、指定管理者が行った利用者アンケートの結果について適切に報告を受けること、アンケートの内容やアンケートの実施方法についてより良い方法等を検討することが必要と考える。</p> | |

<モニタリングに関するルールの運用について（各論）>

| | | |
|---------------|---|--------|
| 結果及び 意見の項目 | (意見) 事業者の財務モニタリングにおける内容の確認について | P. 223 |
| | (意見) 定期実地調査の実施について | P. 293 |
| | (結果) モニタリング実地調査の省略に係る妥当性の承認について | P. 346 |
| | (意見) 実地調査時の経理関係書類の十分な確認について | P. 459 |
| | (意見) 事業者の財務モニタリングにおける内容の確認について | P. 488 |
| 結果及び 意見の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者の財務モニタリングが実施されているが、算定した財務比率に関して具体的な内容や理由の確認を行っていなかった事例 ・ 毎月開催されている指定管理者との会議に市は参加しているものの、モニタリングマニュアルで年 2 回以上実施するとされている定期実地調査は実施されていない事例 ・ 経理関係書類は指定管理者の本社に保管されており、実地調査では経理関係書類が適切に整備、保管されていることを指定管理者に口頭確認のみとなっている事例 等が発見された。 <p>指定管理者制度における公共サービス水準の維持等を踏まえると、モニタリングの適切な実施は重要である。 よって、財務モニタリングを実施する場合は財務比率の分析等を実施して内容を適切に把握すること、定期実地調査を年 2 回以上実施すること、指定管理者と協議の上で経理関係書類の取寄せ等を行い書類の整備状況を直接確認できるように努めることが望ましい。</p> | |

<事業報告書の内容確認について（各論）>

| | | |
|---------------|---|--------|
| 結果及び 意見の項目 | (意見) 事業報告書の記載内容の十分性の確保について | P. 422 |
| 結果及び 意見の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業報告書が事業計画書の記載内容と類似しており、事業計画書記載の業務に関する具体的な対応が明確とは言えなかった事例 等が発見された。 <p>より良い市民サービスの提供のため、モニタリングの過程においても事業報告書について慎重に確認することが必要である。 よって、事業報告書の記載内容を当該年度の対応事項に沿った具体的な内容とするように指導することが望ましい。</p> | |

(イ) 指定管理者事業の成果の把握及び評価について

指定管理者事業について成果の把握方法は事前に整理されていること、成果が適切に評価されていること等が重要である。

指定管理者事業の成果の把握及び評価に関連して報告書に記載した結果及び意見の概要は、次のとおりである。

<指標の設定及び評価について（総論）>

| | | |
|-----------|--|-------|
| 結果及び意見の項目 | (意見) 管理の成果を示す指標の設定及び評価について | P. 74 |
| 結果及び意見の概要 | <p>・ 本監査において、募集要項（仕様書）や事業計画において指標の設定がなされていないなど、管理の成果を示す指標の設定及び評価に関して改善を要する事例が複数発見された。</p> <p>モニタリングマニュアルには管理の成果を示す指標の設定及び評価に関する種々の規定が定められているが、改善を要する事例が複数発見された状況に鑑みると、施設所管部局によってはモニタリングマニュアルに定められた規定の内容が周知又は徹底されていないと言わざるを得ない。</p> <p>よって、管理の成果を示す指標の設定及び評価に関してモニタリングマニュアルに定められた内容の周知徹底を図るため、制度所管部局による研修の充実化、定期的な状況把握、アドバイスの十分な実施など、制度所管部局から施設所管部局への関与の強化を行うことが望ましい。</p> | |

<指標の設定及び評価について（各論）>

| | | |
|-----------|-------------------------------------|--------|
| 結果及び意見の項目 | (結果) モニタリングに係る指標及び目標値の設定について | P. 86 |
| | (結果) モニタリングに係る指標及び目標値の設定について | P. 91 |
| | (意見) モニタリングに係る指標の目標値の計画時点における明示について | P. 96 |
| | (結果) モニタリングに係る指標及び目標値の設定について | P. 101 |
| | (結果) モニタリングに係る指標及び目標値の設定について | P. 113 |
| | (結果) モニタリングに係る指標及び目標値の設定について | P. 125 |
| | (結果) モニタリングに係る指標及び目標値の設定について | P. 166 |
| | (結果) モニタリングに係る指標及び目標値の設定について | P. 194 |
| | (結果) 業務の成果を表す指標及び達成のための取組の明確化について | P. 200 |
| | (意見) 自己評価項目に関する数値目標等の具体的な設定について | P. 221 |
| | (意見) 自己評価項目に関する数値目標等の具体的な設定について | P. 225 |
| | (意見) モニタリングに係る指標及び目標値の設定について | P. 285 |
| | (結果) モニタリングに係る指標及び目標値の設定について | P. 307 |
| | (結果) モニタリングに係る指標及び目標値の設定について | P. 319 |
| | (結果) モニタリングに係る指標及び目標値の設定について | P. 336 |
| | (意見) モニタリングに係る指標及び目標値の設定について | P. 360 |
| | (結果) モニタリングに係る指標及び目標値の設定について | P. 365 |
| | (結果) モニタリングに係る指標及び目標値の設定について | P. 370 |
| | (意見) モニタリングに係る指標の目標値の計画時点における明示について | P. 399 |
| | (意見) モニタリングに係る指標の目標値の計画時点における明示について | P. 402 |

| | | |
|------------------|---|--------|
| | (意見) モニタリングに係る指標の目標値の計画時点における明示について | P. 405 |
| | (意見) 業務の成果を表す指標及び達成のための取組の明確化について | P. 407 |
| | (意見) モニタリングに係る指標及び目標値の設定について | P. 418 |
| | (意見) モニタリングに係る指標及び目標値の設定について | P. 427 |
| | (結果) モニタリングに係る指標及び目標値の設定について | P. 452 |
| | (意見) モニタリングに係る指標の目標値の計画時点における明示について | P. 467 |
| | (意見) モニタリングに係る指標の目標値の計画時点における明示について | P. 480 |
| | (意見) モニタリングに係る指標の目標値の計画時点における明示について | P. 488 |
| 結果及び意見の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理業務に係る評価が評価シートを用いて実施されており、同評価シートには指標に関連する記載が見られる。しかし、指標の目標値や達成状況について、指定管理者選定時の応募書類や各年度の事業計画書及び事業報告書のほか、指定管理業務の実施中に作成される資料等にも記載が見られなかった事例 ・ 指定管理者が作成した自己評価シートや公表されている市の評価結果には、指標の設定や達成状況に関する記載が見られる。しかし、これら指標の目標値や達成状況について、指定管理者選定時の応募書類や各年度の事業計画書及び事業報告書のほか、指定管理業務の実施中に作成される資料等にも記載が見られなかった事例 ・ 指定管理者選定時の応募書類や各年度の事業計画書及び事業報告書のほか、指定管理業務の実施中に作成される資料等にも定量的な評価に関する記載が見られなかった事例 ・ 指定管理者から提出された事業計画書において、業務の成果を示す指標及び達成のための取組が記載されているが、事業報告書には具体的な指標や具体的な取組の結果の記載が無い事例 ・ 事業計画書において自己評価項目を設定しているが、定性的で抽象的な内容となっているため、当該項目を達成するために具体的にどのような行動をすべきかが不明確である事例。 等が発見された。 <p>指標を設定し、求める目標値の水準を明らかにすることは、指定管理者の経営努力の結果を客観的かつ公平に評価できることとなり重要なことである。</p> <p>よって、モニタリングに係る指標及びその目標値を適切に設定すること、当該目標値を指定管理業務開始時点から明示しておくこと、設定したモニタリングに係る指標及びその目標値に対する到達度を適切に評価すること、指定管理者に対して業務の成果を示す指標及び達成のための取組に係る具体的内容を記載するよう指導すること、指定管理者が自己評価項目を設定する場合に具体的な行動計画や数値目標にまで落とし込むよう指導することが必要と考える。</p> | |

オ Action (改善) の業務プロセスで発見された事項

(ア) 次年度への改善、他部局への反映について

過去の包括外部監査における結果や意見について改善等が図られていること、指定管理者事業の実施結果は分析され次年度への改善や他部局への反映に役立てていること等が重要である。

次年度への改善、他部局への反映に関連して報告書に記載した結果及び意見の概要は、次のとおりである。

<効果的かつ効率的な運用事例の情報共有について (総論) >

| | | |
|-----------|---|-------|
| 結果及び意見の項目 | (意見) 管理に関する効果的かつ効率的な運用事例の情報共有について | P. 76 |
| 結果及び意見の概要 | <p>・ 本監査において、各施設の管理に関して、多数の課題が発見されたところである。一方で監査の実施過程において、施設によっては指定管理者制度に関して効果的かつ効率的な運営が行われていると考えられる事例を複数把握した。</p> <p>指定管理者制度の運用に関して、効果的かつ効率的な運営が行われていると考えられる事例が複数把握されたことは、市が策定しているガイドライン等における詳細な記載、施設所管部局によるガイドライン等を基礎としつつ創意工夫を凝らした運営による成果であると考えられる。このような事例は、他の施設との比較においてベンチマークになり得るため、指定管理者制度の運用の改善に資すると考えられる。</p> <p>よって、制度所管部局においては、このような管理に関する効果的かつ効率的な運営事例について情報を把握した上で可能な限り市全体で情報を共有し、各施設所管部局へ浸透させ、より一層の指定管理者制度による市民サービスの充実化を検討することが望ましい。</p> | |

<過去の包括外部監査の結果について (各論) >

| | | |
|---------------------------|--|--------|
| 結果及び意見の項目 | (意見) 継続的な実利用者数の把握について | P. 109 |
| | (意見) 継続的な実利用者数の把握について | P. 122 |
| | (意見) 継続的な実利用者数の把握について | P. 134 |
| | (意見) 施設の在り方の継続的な検討について | P. 142 |
| | (結果) 基本協定書におけるリスク分担表の見直しについて | P. 146 |
| | (結果) 事業報告書に記載する内容の充実について | P. 203 |
| | (意見) 公募による競争性及び透明性の確保の検討について | P. 207 |
| | (意見) 公募の検討について | P. 272 |
| | (結果) 基本協定書におけるリスク分担表の見直しについて | P. 275 |
| | (意見) 施設の権利関係について | P. 300 |
| | (意見) 公募化の継続的・積極的な検討の必要性について | P. 377 |
| | (意見) 民営化の確実な実施及び指定管理者企画事業の赤字に係る検討について | P. 435 |
| | (意見) 指定管理料の積算方法に関する文書の保存について | P. 443 |
| (意見) 本施設の運営に関する今後の在り方について | P. 483 | |
| 結果及び意見の概要 | <p>過年度の包括外部監査の指摘事項または意見を受けた市の措置として、</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の实利用者数を、施設の総利用者数及び利用者アンケートの結果を活用して推計していく、としていたにもかかわらず、継続的に実施されなかった事例 施設の有効活用や在り方について、引き続き検討する、としており、現状も検討中である事例 | |

| | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者の責任範囲・分担をより明確にするため、基本協定書に添付するリスク分担表の内容を見直す、としていたにもかかわらず、見直し前のリスク分担表が引き続き使用されている事例 ・ 事業報告書について、次回より指定管理業務としてどのような業務を実施したのかを網羅的に記載する等の対応をするよう、指定管理者に依頼を行ったにもかかわらず、事業報告書の内容が改善されていない事例 ・ 指定管理料の積算方法について、検討を行ったとしているものの、当該検討内容を確認できる明確な資料が確認できない事例 ・ 施設の運営に関する今後の在り方について検討していく、としていたにもかかわらず、現状、具体的な検討内容を示す文書が確認できない事例 <p>のほか、過年度の包括外部監査においても言及されているように、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非公募ではなく、公募による指定管理者選定を検討することが望ましい事例 ・ 施設の権利関係が複雑になっているため、権利関係の整理を検討することが望ましい事例 ・ 民営化の実現に向けて検討を継続するとともに、現状、指定管理者企画事業として赤字が継続している点について、経費節減の観点から問題がないか等について検討を行うことが望ましい事例 <p>等が発見された。</p> <p>過年度の包括外部監査の指摘事項及び意見は、いずれも重要性の高い内容であると考えられることから、現状の対応状況を踏まえ、引き続き改善を図っていくことが必要と考える。</p> |
|--|---|

<次年度への改善及び他部局への反映について（各論）>

| | | |
|------------------|--|--------|
| 結果及び意見の項目 | (意見) 福岡市立急患診療所の運営に係る市としての収支状況の把握及び分析について | P. 206 |
| 結果及び意見の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設に係る経費を網羅的に集計はしておらず、得られる施設に係る収入でどの程度賄っているのか(裏を返せばどの程度赤字となっているのか)について把握されていない事例 ・ 指定管理料を算定する際に支出総額の一定割合が「諸経費」として含まれているが、諸経費の算定について方針等が定められておらず、施設によって取扱いに相違があり、公平性、金額の妥当性等の観点から疑問が残る事例 <p>等が発見された。</p> <p>よって、施設に係るすべての経費を集計して収入との差額(赤字額)を把握して分析すること、指定管理料に含まれる諸経費の取扱いについて方針等を策定する等施設の状況に応じた諸経費の在り方の検討を行うことが望ましい。</p> | P. 350 |

<指定管理者へのフィードバックについて（各論）>

| | | |
|------------------|--|--------|
| 結果及び意見の項目 | (意見) サマータイム導入の効果測定について | P. 294 |
| 結果及び意見の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の開館時間についてサマータイムが導入された施設において、サマータイムの導入効果について、追加的に発生した費用に対する効果という点での検証はなされていない事例 <p>等が発見された。</p> | |

| | |
|--|--|
| | <p>サマータイムの導入に係る積極的な取組は評価し得るものであるが、一定の費用が追加的に発生しており、サマータイムの導入効果は総合的に判断すべきものと考えられる。</p> <p>よって、来館者数の増加は追加的に発生した費用相当の効果があつたのかについて事後に検証を行い、その結果を指定管理者へフィードバックすることにより今後の有効な施設運営の一助とすることが望ましい。</p> |
|--|--|

(イ) 情報公開について

指定管理者制度の運用に係る情報の公表は、運用状況の透明性を図るとともに、法令の遵守や市民に対する説明責任を果たす観点から重要性が高い。

情報公開に関連して報告書に記載した結果及び意見の概要は、次のとおりである。

<情報公表の充実化について（総論）>

| | | |
|------------------|---|-------|
| 結果及び意見の項目 | (意見) 指定管理者制度に関する情報公表の充実化について | P. 77 |
| 結果及び意見の概要 | <p>・ 本監査において、特に非公募に係る情報の公表に関する課題が複数発見された。</p> <p>指定管理者制度の運用に係る情報の公表は、運用状況の透明性を図るとともに、法令の遵守や市民に対する説明責任を果たす観点から重要性が高い。</p> <p>よって、本監査において発見された情報の公表に関する課題を始め、市全体としてガイドラインに規定された情報が適切に公表されているかについて、定期的な状況把握、アドバイスの十分な実施など、制度所管部局から施設所管部局への関与の強化を行うことが望ましい。</p> | |

<非公募の場合の手続の公表について（各論）>

| | | |
|------------------------------|---|--------|
| 結果及び意見の項目 | (意見) 選定基準等に関する情報の事前公表の検討について | P. 180 |
| | (意見) 選定基準等に関する情報の事前公表の検討について | P. 189 |
| | (意見) 選定基準等に関する情報の事前公表の検討について | P. 205 |
| | (意見) 選定基準等に関する情報の事前公表の検討について | P. 243 |
| | (意見) 選定基準等に関する情報の事前公表の検討について | P. 270 |
| | (意見) 選定基準等に関する情報の事前公表の検討について | P. 282 |
| | (意見) 選定基準等に関する情報の事前公表の検討について | P. 322 |
| | (意見) 選定基準等に関する情報の事前公表の検討について | P. 331 |
| | (意見) 選定基準等に関する情報の事前公表の検討について | P. 351 |
| | (意見) 選定基準等に関する情報の事前公表の検討について | P. 359 |
| | (意見) 選定基準等に関する情報の事前公表の検討について | P. 379 |
| | (意見) 選定基準等に関する情報の事前公表の検討について | P. 406 |
| | (意見) 選定基準等に関する情報の事前公表の検討について | P. 412 |
| | (意見) 選定基準等に関する情報の事前公表の検討について | P. 443 |
| (意見) 選定基準等に関する情報の事前公表の検討について | P. 478 | |
| 結果及び意見の概要 | <p>・ 施設が非公募であることを理由に、募集要項や選定基準について事前公表されていない事例が発見された。</p> <p>非公募の施設においても市民への情報提供、選定の客観性及び透明性の確保が重要である。</p> <p>よって、非公募の施設に係る募集要項や選定基準について事前公表を検討することが望ましい。</p> | |